建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、建設業者の許可の取消しに係る処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 22 年 7 月 16 日

佐賀県知事 古 川 康

- 処分をした年月日
 平成 22 年 7 月 16 日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 処分を受けた者の商号又は名称 アート工建
 - (2) 主たる営業所の所在地佐賀県小城市小城町松尾 4098 番地 16
 - (3) 代表者の氏名 井川 和夫
 - (4) 許可番号佐賀県知事許可(般-18)第9684号
- 3 処分の内容

建設業法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可の取消し(とび・土工工事業に関する一般建設業の許可)

4 処分の原因となった事実

アート工建の代表である井川和夫は、平成 22 年 2 月 8 日、佐賀地方裁判所において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)の違反により、懲役 1 年(執行猶予 4 年)及び罰金 50 万円の判決を受け、同年 2 月 23 日、その刑が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。